

積立定期預金満期型規定

1. (預金の預入れ等)

- (1) 積立定期預金満期型（以下、「この預金」といいます）の預入れは、通帳に記載の満期日 1 か月前まで、随時の預入れまたは毎月の自動振替により預入れるものとします。（なお、自動振替による預入れは 1 回あたり 1,000 円以上 1,000 円単位とし、随時の預入れは 1 回あたり 1,000 円以上 1 円単位とします）
- (2) この預金の預入期間は最長 5 年とし、満期日の 1 か月前から満期日までの 1 か月間を据置期間とします。この預金は初回預入日から 6 か月以上、最長預入期限（5 年）までの任意の日を満期日とすることができます。
- (3) 自動振替による預入れは、次のとおりとします。
 - ㊦積立日には指定預金口座から指定金額を自動的に引き落とし、この預金口座へ入金します。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出または小切手の提出は必要ありません。
 - ㊧積立日が銀行休業日の場合は、翌営業日に指定預金口座から引き落とします。ただし、最終振替日が銀行休業日の場合は指定預金口座からの引き落としはいたしません。
 - ㊨積立日に指定預金口座の残高が引き落とし額に満たない場合には、その引落指定日の当日中に限り、引落額に相当する残高が発生した時点で引落しいたします。
 - ㊩この自動振替契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は書面によるものとします。
 - ㊪指定預金口座が解約された場合には、第 1 号から第 4 号の規定は終了したものとしてお取り扱いいたします。
- (4) この預金口座にはあらかじめ少額貯蓄非課税制度の適用をうけるため、非課税限度額を設定することができます。

2. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (預金の種類、期間、継続方法等)

- (1) この預金は、満期日の 1 か月前から満期日までを据置期間、初回預入日から 5 年後の応当日を最長お預り期限とし、預入日から満期日までの期間に応じて次の定期預金とします。
 - ㊦個人のお客さまの場合
 - A：預入日から満期日までの期間が 4 年以上の場合
預入日から 3 年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金とします。
 - B：預入日から満期日までの期間が 3 年 3 か月以上 4 年未満の場合
預入日から 3 年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金とします。
 - C：預入日から満期日までの期間が 3 年超 3 年 3 か月未満の場合
1 年ものスーパー定期＜単利型＞とします。
 - D：預入日から満期日までの期間が 1 年以上 3 年以下の場合
期日指定定期預金とします。
 - E：預入日から満期日までの期間が 1 か月以上 1 年未満の場合
スーパー定期＜単利型＞とします。
 - ㊧個人以外で個々の預入金額が 1,000 万円未満のお客さまの場合
 - A：預入日から満期日までの期間が 2 年 3 か月以上の場合
2 年ものスーパー定期＜単利型＞とします。
 - B：預入日から満期日までの期間が 2 年超 2 年 3 か月未満の場合
1 年ものスーパー定期＜単利型＞とします。
 - C：預入日から満期日までの期間が 1 か月以上 2 年以下の場合
スーパー定期＜単利型＞とします。
 - ㊨個人以外で個々の預入金額が 1,000 万円以上の場合
 - A：預入日から満期日までの期間が 2 年 3 か月以上の場合
2 年もの大口定期預金とします。
 - B：預入日から満期日までの期間が 2 年超 2 年 3 か月未満の場合
1 年もの大口定期預金とします。

C：預入日から満期日までの期間が1か月以上2年以下の場合

大口定期預金とします。

- (2) 期日指定定期預金は最長預入期限に、スーパー定期＜単利型＞または大口定期預金はその満期日に、元利合計額および同一日に預入れられ、または書替継続をした預金がある場合は、これを合算した金額をもって第1項に規定する預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、第3条の定期預金の種類に応じて次のとおり計算します。

①期日指定定期預金

A：預入金額ごとに、預入日から満期日の前日までの日数および預入日の期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用し、1年を365日とする日割かつ1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

B：この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの期間について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切捨て）によって計算し、この預金とともに支払います。

(A) 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率

(B) 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40%

C：この預金の付利単位は、1円とします。

②スーパー定期（単利型）

A：預入日（継続をしたときは、その継続日）から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

B：この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

C：この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切捨て）によって計算し、この預金とともに支払います。

(A) 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率

(B) 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%

(C) 預入期間が1年以上2年未満の場合 約定利率×70%

(D) この預金の付利単位は、1円とします。

(E) 期間2年のみ預入日から1年後の応当日に中間利息を支払います。

③大口定期預金

A：預入日から満期日または前日までの日数および通帳記載の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

B：この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日前日までの日数および解約日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。

C：この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切捨て）によって計算し、この預金とともに支払います。

(A) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のa、bおよびcのうち、最も低い利率。

a. 解約日における普通預金の利率

b. 約定利率×70%

c. 約定利率 -
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当社所定の利率をいいます（以下（B）において同じ）

(B) 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のaおよびbの算式により計算した利率のうちのいずれか低い利率

a. 約定利率×70%

b. 約定利率 -
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

預入日数

(C) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

(D) 期間 2 年のみ預入日から 1 年後の応当日に中間利息を支払います。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、当社所定の払戻請求書に届出印鑑により記名押印してこの通帳とともに当店またはお近くの当社国内本支店に提出してください。

6. (届出事項の変更、通帳の再発行)

- (1) この預金の通帳や印章を紛失したとき、または印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当社は責任を負いません。
- (2) この預金の通帳または印章を紛失した場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行ないます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

7. (印鑑照合)

請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうえはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、当社の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

以上
(2020 年 4 月 1 日改訂)